

電子契約に関するよくある質問～事業者(個人)様向け～

Q1.電子契約を締結するに当たり、クラウドサインのアカウント登録は必要ですか。

クラウドサインのアカウント登録をしていなくても契約締結が可能です。

Q2.クラウドサインを利用するための費用負担はありますか。

事業者様の費用負担はありません

※ 通信費用は自己負担となります。

Q3.町が発注するどの案件が電子契約の対象となるのですか。

契約の種類や金額等に関わらず、全ての契約が対象となります。

ご利用にあたっては、契約の前段階において、書面と電子のどちらで契約を締結するか選択が可能です。

ただし、町側において書面契約に限定する理由がある場合は、発注時(入札公告、指名通知、見積依頼時)に電子契約をしない旨を明記する等の方法により、事前に周知させていただきます。

Q4.電子契約ができない契約(書面でなければならない契約)はどのようなものですか。

書面契約が法的に求められる契約は以下の2点のみで、一般的な自治体の契約においてはほぼ該当することはありません。

- ①公正証書によって契約を締結すべきことが法律で定められている契約
(事業用定期借地契約、企業担保権の設定又は変更を目的とする契約、任意後見契約書)
- ②特定商取引において、消費者保護のため書面を交付する義務のある契約
(訪問販売・電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入)

Q5.電子契約を利用する際の提出書類について教えてください。

電子契約を希望する案件がある場合は、町ホームページから「電子契約利用申出書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約予定の課代表アドレス宛に送付してください。

Q6.ヤフーメール等のフリーメールアドレスでも電子契約の利用は可能ですか。

利用可能です。

Q7.スマートフォンでも電子契約の締結はできますか。

メールアドレス確認書に記載いただいたメールアドレスを受信できる環境であれば、スマートフォンでの電子契約締結も可能です。

Q8.クラウドサインの操作方法について教えてほしいのですが、どこに問い合わせをすればよいですか。

クラウドサインのサイトをご確認の上、不明点があれば管財契約課契約審査担当へお問合せください。

Q9.電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいですか。

契約締結完了時、契約当事者に電子署名済の契約書ファイルが添付されたメールが送付されますので、その PDF ファイルを保存してください。

Q10.電子契約締結済みの契約書の電子署名の確認方法を教えてください。

Adobe Reader で契約書 PDF ファイルを開き、「電子署名パネル」からタイムスタンプを確認することができます。

詳しくは下記ページを御参照ください。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919>

Q11.契約書の PDF を開くと「電子署名に問題があります」と表示されます。

Adobe Reader の設定により解消できます。

詳しくは下記ページを御参照ください。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2668781>

Q12.「合意締結証明書」とは何ですか。

「合意締結証明書」とは、契約当事者双方が契約書に同意した日時等を証する書類で、契約名、契約書類のファイル名、書類 ID、契約締結時の承認者及び承認日時等が記載されています。合意締結証明書は、電子契約締結後、クラウドサインを運営する弁護士ドットコム株式会社名義で発行されます。

なお、発行にはクラウドサインのアカウントが必要となりますので、受領を希望する場合は、発注課の担当者宛てにご連絡ください。

合意締結証明書について、詳しくは下記ページを御参照ください。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219>

Q13.(クラウドサインのアカウントがある場合)合意締結証明書の発行方法を教えてください。

クラウドサインのアカウントがある場合は御自身で発行することができます。

クラウドサインにログイン後、「締結済み」から対象書類をクリックし、「書類概要画面」を表示します。画面中央右の「ダウンロード」をクリックし、「合意締結証明書」を選択することでダウンロードできます。

詳しくは下記ページを御参照ください。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219>

Q14.契約書を紙で印刷した場合、契約書が契約締結済みであることを確認する方法はありますか。

合意締結証明書に、その契約固有の書類 ID が記載されています。

契約書にも同じ書類 ID が表示されていることから、合意締結証明書と契約書の書類 ID を組み合わせることにより電子契約締結済みであることを確認できます。

Q15.一つの契約の中で契約書のPDFファイルが複数に分かれているのですが、契約として有効ですか。

有効です。複数に分かれたファイルは全て契約書の一部のため、全てのファイルを保存してください。

Q16.契約締結済みの契約書のPDFデータが消えてしまったのですが。

契約締結完了メールに契約書が添付されている場合は、それを再度ダウンロードし、保存してください。

契約締結完了メールに契約書が添付されていない場合は、締結完了メールの「書類を確認する」をクリックし、「書類概要画面」を表示し、画面左上の「ダウンロード」から契約書をダウンロードできます。なお、締結完了メールから「書類概要画面」へのアクセスは、10日間の有効期限があります。

契約締結完了メール自体が消失してしまった場合は、クラウドサインのアカウントの有無によって対応が異なります。

通常(アカウントがない場合)は、発注課に契約書の送付を御依頼ください。

アカウントがある場合は、クラウドサインにログインし、「締結済み」から対象書類をクリックし、「書類概要画面」を表示します。画面中央右の「ダウンロード」をクリックし「締結済みファイル」を選択することでダウンロードできます。

Q17.クラウドサイン以外の電子契約システムでも、杉戸町と電子契約を締結できますか。

当町では、クラウドサイン以外の電子契約システムは利用しません。クラウドサイン以外の電子契約システムを希望される場合、電子契約は締結せず、書面により契約を締結することとして取り扱いさせていただきます。

【お問い合わせ】

管財契約課 契約審査担当

電 話：0480-33-1111（内線273）

メー ル：kanzaikeiyaku@town.sugito.lg.jp